



2017年5月17日

各 位

会社名 蝶理株式会社
代表者名 代表取締役社長 先濱 一夫
(コード番号 8014、東証第1部)
問合せ先 経営政策部長 河村 泰孝
(TEL 03-5781-6201)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入に関する議案を2017年6月15日開催予定の第70回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます）の報酬額については、2016年6月15日開催の第69回定時株主総会において、1事業年度3億円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人給与を含みません。）とする旨のご承認をいただいています。

取締役（監査等委員である取締役及び業務を執行しない取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）・執行役員（対象取締役と併せて以下「対象役員」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象役員と株主の皆様との一層の価値共有を進めること、あわせて当社の保有する自己株式を活用することを目的として、新たに次のとおり本制度の導入を会社法361条第1項第1号に基づき本株主総会に諮ることを決議しました。

2. 本制度について

(1) 本制度の概要

本制度は、対象役員に譲渡制限付株式を付与するために、対象役員に対し、原則として中期経営計画（2017年4月25日付にて中期経営計画「Chori Innovation Plan 2019」を開示しております。）の対象期間の初年度に用途を特定した金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象役員に当社の自己株式を処分（以下「交付」といいます。）し、これを保有させるものです。ただし、当社は、対象役員との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結し、対象役員は本割当契約により割当てを受けた当社の自己株式（以下「本割当株式」といいます。）を本割当契約に定める一定の期間中は自由に譲渡等を行うことができないものとし、譲渡制限期間内に所定の業績を達成した場合には、その達成度合いに応じて本割当株式の譲渡制限が解除され、譲渡制限が解除されなかった本割当株式は無償で会社に返還（譲渡）するものといたします。このようにして、対象役員に対して、所定の業績達成へのインセンティブを付与いたします。譲渡制限期間及び業績達成条件その他本制度の運用全般に関する事項については、取締役会において決定いたします。

(2) 取締役の報酬額の改定

新たに譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給するため、本制度に係る対象取締役の報酬額を1事業年度1億円以内とします。また、対象取締役が交付を受ける当社株式の総数は1事業年度6万5千株以内とします。ただし、当該報酬額は、原則として中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する予定です。

(3) 改定の基本的な考え方

改定後の取締役の報酬額の合計は、現行の報酬額と比べて1億円増額となる1事業年度4億円以内となりますが、本資料(2)に記載のとおり初年度に3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する予定ですので、2016年度の報酬を基準に算定した額は概ね2億5千万円となります。この金額は上述の4億円の範囲内です。

また、来年度に就任する対象役員に対する支給については、中期経営計画の対象期間である3事業年度の第2年度に、2事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給し、二年後に就任する対象役員に対しては中期経営計画の対象期間である3事業年度の最終年度に、当該年度1年分の職務執行の対価に相当する額を支給する予定です。

以上